

提案仕様書等に関する質問書の回答（令和6年9月18日公告分）

業務名称		明石市立松が丘保育所給食調理業務委託（長期継続契約）
1	質問	<p><u>公募型プロポーザル方式業務委託の実施について（P1～2）</u></p> <p>「プロポーザル方式参加要件（4）」について、「営業停止処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。」と記載がありますが、業務代行保証人が当該要件に該当する場合、書面の書類はいつまでに行えばよいでしょうか。また、書面は事故後クライアント様へ提出させていただいた文書にてお認めいただけますでしょうか。</p>
	回答	<p>書面について、改善策に関する記載があれば、事故後クライアント様へ提出いただいた文書でも構いません。「(様式 10) 会社概要書」に添付してご提出ください。</p>
2	質問	<p><u>公募型プロポーザル方式業務委託の実施について（P3）</u></p> <p>「プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所」について、当日の参加人数に制限はございますでしょうか。</p>
	回答	<p>原則として、出席者は最大3名までとしてください。3名を超えて出席を希望される場合、申請書等の受付終了後に当日のご案内をいたしますので、その際に担当者にお申し出ください。</p>
3	質問	<p><u>提案仕様書（P6）</u></p> <p>「(1)業務従事者」について、「業務時間のすべてに従事する者（以下「常勤者」という。）のうち、1名以上は、保育所・こども園等での給食調理の経験を3年以上有する者であること」と記載がありますが、常勤者の1日あたりの勤務時間の定義についてご教示ください。</p>
	回答	<p>「常勤者」は、保育所開所時間内に行われる調理業務において、フルタイムで勤務（会社規定による）する従事者のことを指します。</p>
4	質問	<p><u>提案仕様書（P6）</u></p> <p>「(2)業務責任者」について、「委託者が必要と認める場合を除くほか、契約期間中（第3条第2項の更新期間を含む）に当該責任者を変更してはならない」とありますが、「第3条第2項の更新期間」とは何を指すかご教示ください。</p>
	回答	<p>仕様書における「契約期間中」とは、本契約における2025年4月1日～2028年3月31日の履行期間中のことを指します。なお、「(第3条第2項の更新期間を含む)」の「第3条第2項」とは、契約締結時の契約書に記載されている文言となります。</p>

5	質 問	<p><u>提案仕様書 (P13)</u></p> <p>「検便検査」の実施回数について、4～9月は各1回という認識でよろしいでしょうか？</p>
	回 答	<p>提案仕様書 13 ページ「別表 1：明石市立松が丘保育所給食調理業務委託にかかる経費の負担区分について」の「検便検査」の記載が誤っておりました。正しくは、提案仕様書 6 ページの「(2)業務従事者の健康管理」に記載のとおり、「月 1 回以上（6月から9月の間は月 2 回、その他の期間は月 1 回）の検便」検査を実施ください。</p>
6	質 問	<p><u>企画提案書作成要領 (P1)</u></p> <p>「③業務スケジュール」について、現在同保育所受託中の場合においては提出不要という認識でよろしいでしょうか。</p>
	回 答	<p>同保育所受託中であっても、業務体制等が変更される場合があることから、業務スケジュールをご提出ください。なお、業務体制等の変更がない場合、業務スケジュールにその旨を記載いただいたうえ、ご提出ください。</p>
<p>以下、質問はありません。</p>		